

社会福祉法人富良野あさひ郷

役員報酬等に関する規程

施 行 平成29年4月1日

社会福祉法人 富良野あさひ郷

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富良野あさひ郷定款第二三条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する役員報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、次のとおり支給する。

- 一 理事長の役員報酬は月額80,000円とし、毎月支給する。
 - 二 常勤の業務執行理事の役員報酬は月額20,000円とし、毎月支給する。
 - 三 常勤の理事の役員報酬は月額10,000円とし、毎月支給する。
 - 四 理事長を除く非常勤の理事の役員報酬は無報酬とする。
 - 五 監事の役員報酬は、監査1日につき10,000円とし、4月1日から3月31日までの報酬の合計額を毎年3月に支給する。
- 2 職員（正規職員又は嘱託雇用職員）と兼務する役員（以下「職員兼役員」）に対しては、正規職員給与規程又は嘱託雇用職員就業規則に則り給与を支給し、それと別に前項の役員報酬を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員が理事会等の会議に出席したときは、旅費規程で定めた交通費を実費弁償する。

- 2 職員兼役員については、前項を適用しない。

(附則)

本規程は、2017年4月1日より施行する。

(附則)

2022年4月1日 一部改正